

# 解雇撤回

2017年5月15日 第11号

韓国・全国金属労働組合 慶尚南道支部 韓国サンケン分会  
(大韓民国 慶尚南道 昌原市上南洞 28-1 Tel.055-267-1255)  
日本連絡先:韓国サンケン労働組合を支援する会  
東京都台東区上野 1-12-6 3階 中小労組政策ネットワーク気付  
Tel.03-5816-3960 fax03-5812-4086

## これが「復職命令」の実態だ 欺瞞的「復職命令」糾弾！元の職場に戻せ

韓国サンケンの整理解雇に対して、地労委に続いて中労委でも「解雇は不当」との判定が4月28日下されました。

会社は、これを逆手に取って、労働組合と何も協議せずに、5月11日突然一方的に「明日から出社しろ」と「復職命令」を送ってきました。しかも「生産部門の廃止」、「工場の売却」は変わらない、告訴告発は取り下げないというのです。

会社は生産部門で働いてきた労働者に、営業や技術開発や設計部門で働きといいます。

これはサンケン電気本社の和田社長の命令だというのです。

昨年9月整理解雇された非組合員の労働者は、復職命令を受けて復帰して営業に回されたが、一日も持たずに出られなくなり現在有給を消化中だといいます。

これでは、どこでどのように働くのかも分からず、将来の見通しも立たなければ安心して働きません。

翌日組合員たちが工場に行ってみると、機械も作業台も何もないガランとした空間にイスだけがある場所でした。これどうして働きというのでしょうか、会社は組合員に対して、様々な理由を付けて今後

解雇してくるつもりです。第2次解雇は必至です。まさにリストラのための「追い出し部屋」です。

このような余りにも酷い措置の裏には、労働組合を認めない、労働者の団結を認めない、労働運動を敵視する意図があります。

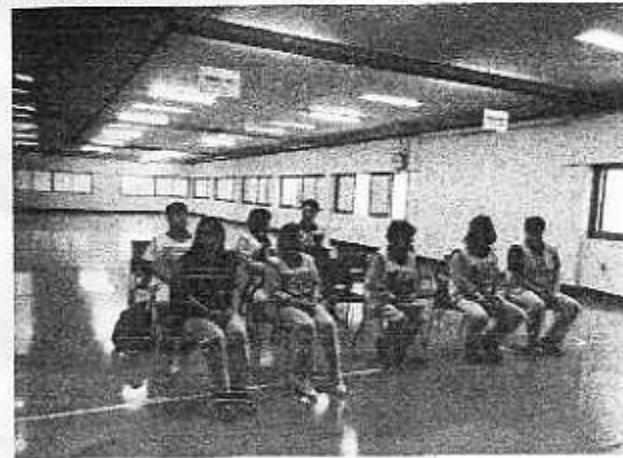
中労委が下した「不当解雇」の判定は、韓国サンケンが強行した整理解雇は、間違った解雇だから解雇を撤回し、元の職場に戻せと命じたものです。ところが今回の復職命令は、中労委の判定を逆手にとって、間違った解雇の反省もなく、元の職場はなくして、戻れなくしてしまう、形だけ整えた、間違った偽りの「復職命令」です。

サンケン電気は、職場復帰に当たっては、まず告訴告発を取り下げ、労働組合と十分に協議をして合意のうえで、時間をかけて元の職場に戻すべきです。

このような人間を人間として認めない、労働者を労働者として認めないあまりにも酷い仕打ちに対して、韓国サンケン労組の労働者たちは、決して負けていません。団結と闘いを強め必ず元の職場に戻るという決意を改めて固めています。韓国からの代表団も、サンケン電気を決して許さないと決意と闘いを強めています。より多くのご支援ご協力をお願いします。



機械も作業台も何もないガランとした空間。こんなところでどうして働きというのか！余りにも酷い会社の仕打ちに、怒りがこみあげる。



# ●韓国サンケンの解雇撤回闘争とは

韓国サンケンは、日本のサンケン電気（本社：埼玉県新座市）の韓国における100%子会社として1973年に韓国南部の馬山自由貿易地域に設立されました。主にLED照明器具などを生産してきました。

## ■この整理解雇は労働協約に違反する違法、不当な解雇です。

会社は、赤字を理由に、生産部門を廃止し営業専門会社に転換するとして、生産現場の労働者全員（34名、全員組合員）を9月30日に一方的に整理解雇しました。しかしこの解雇は、整理解雇の要件である「緊迫した経営上の必要性」や「解雇回避の努力」などがないまま行われた不当な解雇です。会社と労働組合の間で結んだ団体協約では、労組との合意がなければ解雇はできないことになっています。この整理解雇は、労働協約に違反する違法・不当な解雇です。解雇の本当の狙いは組合潰しです。

## ■サンケン電気は整理解雇を撤回しろ

サンケン電気は、「韓国の問題は韓国で解決すべきだ、私たちには無関係だ」と言っています。しかし韓国の工場は、日本のサンケン電気が100%出資した会社で、役員も派遣し、サンケン電気が管理、監督する会社です。サンケン電気は、韓国サンケンの整理解雇を解決する責任があります。

## ●日本へ代表団を派遣し、毎朝本社前で話し合いを求め既に半年になります

労組側は、整理解雇が発表されると韓国サンケン工場の前でテントで座り込みを開始し、解雇撤回のためにさまざまな闘争を230日以上行ってきました。しかし韓国ではこれ以上埒が明かないために、止むお得ず日本へ代表団を派遣し、本社に直接話し合い求め、毎朝本社正門前で出勤してくる社員の皆さんに訴えかけ、また志木駅前で市民の皆さんに理解を求めるなど、解雇撤回を求める闘いを既に170日以上に亘り行つてきました。

## ◆韓国地労委で、韓国サンケンの整理解雇は不当と裁定を下す

昨年12月27日、韓国地方労働委員会で、解雇は不当だと裁定が下され、解雇者の復職を命じました。これにより公的にも整理解雇が不当なものであることが認定されたのです。

日本の本社のサンケン電気は、この決定に誠実に従い、韓国サンケンの労働者の整理解雇を直ちに撤回して、解雇された34名の労働者を直ちに職場に戻すべきです。

市民の皆さん、サンケン電気に抗議して下さい。韓国サンケン労組にご支援・ご協力を願います。

## 韓国サンケン労組

### <当面の具体的な行動>

#### ●毎日行動

集合：午前7時 東武東上線「志木駅」南口階段下

平日の朝、本社前で抗議行動、am7:15~9:30

[本社：埼玉県新座市北野3丁目6-3]

その後、志木駅前に移動し、市民宣伝行動 10:00~1時間

#### ●毎週水曜日 昼休み集会 12時~13時

場所：サンケン電気東京事務所（海外営業部）前にて

池袋駅南口メトロポリタン方面すぐ、池袋メトロポリタンプラザビル前集合

[東京都豊島区西池袋 1-11-1 メトロポリタンプラザビル 14F]

#### ●支援する会の会員になって下さい

会費・カンパ=1口（個人1000円、団体5000円）（できるだけ複数口をお願いします）

【送り先】ゆうちょ銀行口座 10140-54433981 韓国労働者とむすぶ会

（他銀行から送金する場合、018[ゼロイチハチ]普通口座5443398）

\*郵便振替口座 番号：00110-1-742147 名義：韓国労働者とむすぶ会

#### <抗議先>

サンケン電気株式会社

埼玉県新座市北野3-6-3

代表取締役社長：和田 節（たかし）

電話：048-472-1111（代表）

Fax：048-471-6249 総務人事総括部

#### ●特別緊急行動

池袋 東京事務所前

昼休み集会 12時~13時

5/15(月)、5/16(火)、5/17(水)

5/22(月)、5/23(火)、5/24(水)、

5/25(木)、5/26(金)、これ以降続

く可能性あります。その日の予定により時間等多少ずれること

がありますのでご了承下さい。